

認定申請にあたっての留意点

2020 年度適用

JABEEは、なるべく多くのプログラムに認定審査を申請していただきたいと希望しています。認定審査を円滑に進めるために、認定審査の申請に際しては、以下の事項にご留意ください。

1. 認定申請に際しては、「日本技術者教育認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「自己点検書作成の手引き」を熟読の上、「自己点検書（概要編）」、「自己点検書（自己点検結果編）」及び「自己点検書（添付資料編）」の準備をお願いいたします。なお、これらの文書及び書式は、必要に応じて改訂されることがありますので、認定審査を申請される年度の最新版を使用してください。これらの最新版は、JABEEのウェブサイトからダウンロードすることができます。また、同ウェブサイトで購入できる「審査の手引き」は主として審査員向けの文書ですが、審査の際の考え方が記されていますので、審査を受けるプログラムの関係者にとっても参考となる情報が得られます。
2. 審査の際には、申請プログラムの実態を確認する必要がありますので、審査の時点において全ての学年次の学生が存在して申請プログラムが運用されていることが必要です。したがって、プログラムが新しく設定された場合などでは、最初の年度に申請プログラムに配属された学生がプログラムの最上級学年になっていることが必要となります。また、審査の際には、プログラムの修了生全員が学習・教育到達目標を達成していることを確認する必要がありますので、プログラムの修了生あるいは実質的修了生（「認定・審査の手順と方法」の付録「用語の説明」を参照）が存在していることが必要となります。
審査は最上級学年の学生に対して行われてきた教育の内容と、学習・教育到達目標の達成状況を中心に確認します。改組等により最上級学年の学生と最上級学年に達していない学生が履修するプログラムの内容が異なるときは、変更後のプログラムの内容も併せて審査します。ただし、認定申請において認定の対象とする教育機関名及びプログラム名は、審査年度に最上級学年の学生が在籍するものを記載してください。
3. 審査の際には、認定基準を満たしていることを審査員に説明するための根拠資料が必要となります。根拠資料には、自己点検書の一部として添付する「添付資料」と実地審査の際に開示する「実地審査閲覧資料」があります。「自己点検書作成の手引き」にてJABEEから指示があるものを除き、どのようなものをどの程度根拠資料とするのかは、プログラム運営組織が主体的に判断してください。但し、実地審査閲覧資料については、円滑な実地審査実施のために審査団長又は主審査員との調整を実地審査前にお願

ます。

4. 添付資料は電子化し、自己点検書本文から容易に参照できるなど、しおり・リンク等を適切に設定した PDF ファイルでの提出をお願いします。また、実地審査閲覧資料については、媒体の指定はありませんが、電子媒体の場合には円滑な審査となるように印刷物や紙の資料と同等以上の効率で検索できるなどの対応をお願いします。
5. 認定プログラムの修了生以外の者が、卒業又は修士課程修了後に誤って認定プログラムの修了生として取り扱われないようにするために、広く社会一般から見て認定プログラムかそうでないかがプログラム名により明確に区別できるようにしてください。

プログラム名は、履修要項等の公開資料に記載されており、しかも同じ教育機関内の他のプログラムとは異なる名称であることが必要です。特に、認定対象となっていないプログラムとは明確に区別できるものでなければなりません。1 学科／専攻全体で単一プログラムを構成する場合、プログラム名は原則として学科／専攻名と同一としてください。一方、1 学科／専攻の一部でプログラムを構成する場合、プログラム名は学科／専攻名とは異なる名称とする必要があります。プログラムの名称（日本語）ならびにプログラムが所属する分野を表す Program Title（英語）の詳細については JABEE ウェブサイト（下記）に掲載している「プログラム名に関する注意」及び「JABEE 認定プログラム Program Title の付け方について」をご参照ください。

https://jabee.org/accreditation/basis/application_do

6. 2020 年度「認定・審査の手順と方法」の「2.5.1 認定の有効期間」にて、「新規審査の結果 JABEE が認定したプログラムで、かつ、JABEE が妥当と判断する場合には、審査を受けた年度の前年度の 4 月 1 日を当該プログラムの認定の有効期間の開始日とすることができる」と定めています。

2020 年度の認定審査では、以下の条件を全て満たし、認定可となったプログラムに対して「JABEE が妥当と判断する場合」とします。

- (a) 2020 年度の新規審査を申請するプログラムが、認定の有効期間の開始日を通常の前年（2019 年 4 月 1 日）とすることを希望する。
- (b) 2019 年度修了生に適用された学習・教育到達目標ならびにカリキュラムと 2020 年度修了予定生に適用されている学習・教育到達目標ならびにカリキュラムがそれぞれ同一であり、施設・設備が同等であった。
- (c) 2019 年度修了生が履修したプログラムも 2020 年度修了予定生が履修したプログラムと同じく認定基準を満たしていたことを審査によって確認できる。

認定の有効期間の開始日を通常より 1 年前とすることを希望するプログラム運営組織は、以下の点に留意の上新規審査を受けてください。

- 上記(a)については、認定申請書及び自己点検書（概要編）に明記してください。

- 上記(b)及び(c)については、自己点検書にて十分な根拠を示して説明してください。自己点検書の説明が不十分な場合、プログラムの同一性を短期間の審査では確認できない恐れがあります。この結果として、認定可となっても有効期間の開始日を1年前とすることができないこともあります。

7. 認定申請するときの認定種別及び認定分野については、以下の点にご留意ください。
 - (a) プログラムの内容が複数の認定種別と密接に関連している場合には、同一のプログラムが2つ以上の異なる認定種別で申請することが可能です。その場合は、それぞれの認定種別に対応した認定基準により審査が実施され、それぞれの認定種別に対応して認定可否が決定されます。認定申請書には申請する認定種別をすべて指定してください。
 - (b) プログラムの内容が複数の認定分野と密接に関連している場合には、同一のプログラムが2つ以上の異なる認定分野で申請することが可能です。その場合は、それぞれの認定分野に対応した認定基準（個別基準の分野別要件）により審査が実施され、申請された分野について認定基準を満たしている（「欠陥」がない）と判定された場合に認定となります。認定申請書には申請する認定分野をすべて指定してください。
 - (c) 「建築系学士修士課程」の認定種別では、学士課程と修士課程を合わせた6年間の教育課程が審査され、6年間のプログラムとして認定可否が決定されます。本認定種別の学士課程部分についての認定も合わせて希望する場合は「エンジニアリング系学士課程」認定種別の認定申請も同時に行ってください。
 - (d) 上記の(a)、(b)に該当する場合の審査料及び認定維持料については、別途個別に規定されます。

さらに、審査の結果、認定が可となった場合は、以下の点にもご留意ください。

8. 修了生の名簿管理を適切に行なうことが強く求められます。特に、認定期間開始後の過年度の卒業生／修士課程修了生等も含めて、学習・教育到達目標を一部でも満たさない卒業生／修士課程修了生が認定プログラムの修了生として取り扱われることが絶対に生じないようにしてください。
9. 認定の有効期間中は、毎年JABEEより状況の報告（年次報告書の提出）を求めます。プログラムは、JABEEからの求めに応じて指定された様式に状況を記入し、JABEEに報告しなければなりません。

以上